

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

No: 44/2013/ND-CP

ハノイ、2013年5月10日

## 政令

労働契約に関する労働法の一部条項の詳細規定及び実施ガイドラインを定める。

2001年12月25日付政府組織法に基づき、  
2012年6月18日付労働法に基づき、  
2005年11月29日付企業法に基づき、  
労働傷病兵社会省大臣の提案を検討し、

政府は、労働契約に関する労働法の一部条項の詳細規定に関する政令を公布する。

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

本政令は、以下のことを定める。

- ・ 複数の雇用主との間で労働契約を締結する労働者に対する強制社会保険、失業保険、医療保険への加入。
- ・ 国が出資する企業の社長として雇用される労働者の労働契約の内容。
- ・ 無効な労働契約を宣告、処理する労働監査の手順・手続き。

### 第2条 適用対象

1. 労働法第3条第1項に定めた労働者。
2. 労働法第3条第2項に定めた雇用主。
3. 本政令第1条に定めるその他の機関、組織、個人。

### 第3条 用語解釈

本政令において、次に掲げる用語は以下のとおり解釈される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 「国が出資する企業」とは、企業法の下で活動し、国が法定資本の一定割合を所有する企業をいう。
2. 「国が出資する企業の社長として雇用される労働者」とは、ベトナム法律に定めた条件、基準を満たすベトナム人または外国人（以下「社長として雇用される労働者」）をいう。
3. 「監査班長」とは、労働傷病兵社会局の監査班長、労働傷病兵社会省の監査班長、労働傷病兵社会省に直属する分野別総局・局の監査班長を含む労働を監査する職務を遂行する班の責任者をいう。

## 第2章

複数の雇用主との間で、労働契約を締結する労働者の社会保険、医療保険への加入

### 第4条 雇用主及び労働者の強制社会保険、失業保険、医療保険への加入義務

1. 雇用主及び労働者の強制社会保険、失業保険への加入義務
  - a) 強制社会保険および失業保険への加入対象となる複数の雇用主と労働者との間で労働契約を締結する場合、最初に労働契約を締結した雇用主と労働者が、法令に従って社会保険、失業保険に加入しなければならない。

その後労働契約を締結した雇用主は、法令に従って社会保険料分及び失業保険料分（労働者が社会保険及び失業保険に強制加入する金額の相当額）を労働者の給与に加えて給付期日に支払う義務を負う。

- b) 社会保険及び失業保険の強制加入の対象となる労働契約の終了または変更により、その労働契約の雇用主及び労働者が未加入となった場合、強制社会保険及び失業保険の加入対象である次の労働契約の雇用主及び労働者が、法令に従い社会保険及び失業保険に加入する義務を負う。

### 2. 雇用主及び労働者の強制医療保険への加入義務

- a) 医療保険の加入対象となる複数の雇用主と労働者との間で労働契約を締結する場合、最も高い賃金で労働契約を締結した雇用主と労働者が、医療保険法令に従って医療保険に強制加入しなければならない。

その他の労働契約の雇用主は、医療保険法令に従って医療保険料分（労働者が医療保険に強制加入する金額の相当額）を労働者の給与に加えて給付期日に支払う義務を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 医療保険の強制加入の対象となる労働契約の終了または変更により、その労働契約の雇用主及び労働者が未加入となった場合、その他の労働契約の次に高い賃金で労働契約を締結した雇用主及び労働者が、法令に従い医療保険に強制加入する義務を負う。
3. 本条第1項第b号及び第2項第b号に定める強制保険、失業保険、医療保険への加入義務については、以下のとおりである。
  - a) 雇用主及び労働者は、法令に従って労働契約上の強制社会保険、失業保険、医療保険に関する内容を更新する義務を負う。
  - b) 労働者は、各強制保険への加入対象となる次の労働契約の雇用主へ保険台帳及び医療保険カード、その他の関連書類を渡す義務を負う。
4. 労働者は、各強制保険への加入対象となる次の労働契約の雇用主へ、締結・修正・補完、終了を通知し、労働契約の謄本を提出しなければならない。

## 第5条 労働災害または職業病に罹った労働者に対する雇用主の責任

1. 社会保険に強制加入している雇用主及び社会保険組織は、法令に従って労働契約の履行において労働災害または職業病に罹った労働者に対し、保険金を支払う責任を負う。雇用主は、労働者が労働災害にあった日または職業病の認定を受けた日から2営業日以内に、その他の雇用主へ書面にて労働者の健康状態を通知しなければならない。
2. 労働者が、社会保険、医療保険に強制加入していない雇用主との締結した労働契約の履行において労働災害または職業病に罹った場合、その雇用主は、次に掲げる責任を負う。
  - a) 労働法第144条第1項の定めに従って、労働災害または職業病に罹った労働者に対する、応急手当から完治までにかかった一切の治療費を負担しなければならない。
  - b) 治療を受けるために休業中の労働者に対して、賃金の全額を支払わなければならない。
  - c) 労働法第145条第3項または第4項の定めに従って、労働災害または職業病に罹った労働者に対する賠償または手当を支払わなければならない。
  - d) その他の雇用主へ、書面にて労働者の健康状態を通知しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 全ての雇用主は、労働法第 38 条第 1 項第 b 号に定めた場合を除き、労働災害または職業病の治療期間中の労働者に対し、一方的に労働契約を解除してはならない。

雇用主と労働者は、労働者の健康の回復に応じて、締結した労働契約を継続するまたは法令に従って労働契約を修正・補完・解除することができる。

### 第 3 章

#### 国が出資する企業の社長として雇用される労働者の労働契約の内容

##### 第 6 条 国が 100%出資する企業の社長として雇用される労働者の労働契約内容

1. 国が 100%出資する企業名、所在地、取締役会の会長または役員会の会長の氏名、生年月日、身分証明書番号。
2. 国が出資する企業の社長として雇用される労働者の法令の定めに則った氏名、生年月日、性別、国籍、学歴、居住場所、身分証明書番号または他の法的な書類。
3. 労働契約期間の取決め、および満 12 ヶ月以降 36 ヶ月年の期間中に契約が解除となる場合の条件に付いて。

雇用主及び社長として雇用される労働者は、労働契約の解除、延長または更新について交渉することができるが、契約が失効する 45 日前までに交渉を行わなければならない。労働契約を延長する場合、新しい契約の期間は両者の合意により決定されるが、最長 12 ヶ月を超えてはならない。

4. 法令の下で、社長として雇用される労働者が遂行する業務内容及び労働者がしてはならない行為。
5. 社長として雇用される労働者の勤務地
6. 営業・技術上の秘密保持の内容、期間、責任及び違反した場合の処置
7. 雇用主の次に掲げる義務、権利
  - a) 社長として雇用される労働者が労働契約を完全に履行できるよう資本金、資産、その他の原資に関する条件を整備すること。
  - b) 社長として雇用される労働者が労働契約を完全に履行できるよう情報を提供すること。
  - c) 社長として雇用される労働者の業務を監査、視察して評価を行うこと。
  - d) 社長に対する業務履行規則を制定すること。
  - e) 法令に従うその他の義務及び権利。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- f) 両者間で合意した務及び権利。
8. 社長として雇用される労働者の次に掲げる義務、権利
- a) 締結した業務を履行すること。
  - b) 業務における問題を報告し解決方法を協議すること。
  - c) 資本金、資産、その他の原資に関する使用・管理状況を報告すること。
  - d) 法令に従うその他の義務及び権利。
  - e) 両者間で合意した義務及び権利。
9. 社長として雇用される労働者の次に掲げる権利
- a) 年次賃金、賃金の前払い及び賃金の支払い方法、昇給制度。
  - b) 賞与、賞与の前払い、賞与の支払方法
  - c) 労働時間、休憩時間
  - d) 法令に基づく社会保険、医療保険、失業保険への強制加入に関する制度
  - e) 締結した業務に関するトレーニングコース、勉強会等のレベルアップ教育を受ける権利。
  - f) 業務用機器、通勤手段、連絡手段及びその他の追加。
  - g) 両者間で合意した権利。
10. 労働契約の修正、追加及び労働契約の一方的な解除の条件、手順、手続き。
11. 終了した労働契約の処理に関する両当事者の権利、責任。
12. 労働規律の処分、物的責任及び労働紛争の解決、告発。
13. その他の合意した内容。

## 第7条 国が出資する企業の社長として雇用される労働者の労働契約内容

国が出資する企業の社長として雇用される労働者の労働契約内容は、本政令第6条の定めに基づき、取締役会または役員会と労働者の間で合意されなければならない。

## 第4章

### 無効な労働契約を宣告する労働監査の手順、手続き及び無効な労働契約の処理

#### 第1節 無効な労働契約を宣告する労働監査の手順、手続き

## 第8条 労働契約の無効を宣告する権限

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

管轄労働傷病兵社会福祉局の監査官長は、労働契約の無効宣告の権限を有する。

## 第9条 無効な労働契約を宣告する労働監査の手順・手続き

監査を実施した結果、労働法に違背する事項が労働契約から発見された場合、監査官長、監査監督官、各専門別監査官は監査記録に従い雇用主および労働者に対して違反している労働契約の修正、補完を指導しなければならない。

1. 雇用主及び労働者は、違反を指摘された日から5営業日以内に違反した労働契約を修正、補完しなければならない。
2. 両当事者がその指示に従わなかった場合、監査官長、監査監督官、各専門別監査官は、違反した労働契約の修正、補完期間が終了した日から3営業日以内に雇用主の本店の所在地の労働傷病兵社会福祉局の監査官長に違反記録書及び違反した労働契約の謄本を送付しなければならない。
3. 労働監査官長は、違反記録書を受けた日から3営業日以内に労働契約の無効を宣告しなければならない。
4. 労働契約の無効を宣告する決定は、次に掲げる関係者へ送付されなければならない。
  - ・ 雇用主
  - ・ 無効となる労働契約に関連する各労働者
  - ・ 企業内の労働者団体の代表
  - ・ 雇用主の本社の所在地を管轄する国家の労働管理機関

## 第2節 無効な労働契約の処理

### 第10条 一部を無効とする労働契約の処理

1. 労働契約の一部を無効とする場合、雇用主と労働者は、無効と宣告された日から3営業日以内に法令に従って無効とする部分を修正、補完しなければならない。その修正、補完は、当該労働契約に付録を添付するか新たに契約を締結する形態で行われるものとする。
2. 労働契約の一部の無効を宣告してから両当事者は無効とする部分を修正、補完するまでの期間における労働者の権利、利益は、就業規則、集団労働協約（ある場合）及び労働に関する法令に従うものとする。
  - ・ 労働契約に定められた給与が、企業内の現行就業規則、労働集団協約または労働法令の定める基準に達せず、無効となった場合、両当事者は、本条第1項の定めに基づき再交渉を行わなければならない。また、雇用主は労働者に対し、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

労働基準に達していない給与の不足期間分を新しい給与に組み入れて計算し支払わなければならない。しかし、その期間は12ヶ月を超えてはならない。

## 第11条 全てを無効とする労働契約の処理

1. 正当な権限を有していない者による署名が理由で全て無効とする労働契約に対し、雇用主の本店の所在地を管轄する労働管理機関は、労働契約の無効を宣告した日から15日以内にガイドラインを提示し、両当事者に新たな労働契約の締結を要請する。
2. 労働契約の全ての内容が法令に違背する場合、労働契約の全ての内容が無効と宣告された日からその労働契約は破棄されなければならない。
3. 労働者の権利が労働関連法令、企業内の現行就業規則、労働集団協約に合致しない理由で全て無効となる労働契約に対し、雇用主と労働者は、労働契約の全て無効の宣告を受けてから3営業日以内に法令に従って新たな労働契約を締結する責任を負う。
  - ・ 労働契約の全ての無効を宣告してから両当事者が新たな労働契約を締結するまでの期間の労働者の権利、利益は、本政令第10条第2項に従って決定されるものとする。
4. 両当事者が労働契約で締結した業務が法律で禁止されていることが理由で全て無効となる労働契約に対し、雇用主と労働者は、労働契約の全て無効の宣告を受けてから3営業日以内に法令に従って新たな労働契約を締結する責任を負う。
  - ・ 両当事者が新規労働契約を締結しない場合、雇用主は労働者にある金額を支払わなければならない。その支払い金額は両者間で合意されるが、最低でも、勤続1年に付き、労働契約の全て無効の宣告時点の政府が公布する地域別賃金の1ヶ月分とする。
5. 労働契約の内容が労働者の労働組合の設立、参加、活動の権利を制限しているまたは妨害していることが理由で全て無効となる労働契約に対し、雇用主と労働者は、労働契約の全て無効の宣告を受けてから3営業日以内に法令に従って新たな労働契約を締結する責任を負う。

## 第12条 労働契約無効の宣告決定に対する提訴

労働契約の無効の宣告に合意しない雇用主または労働者は、法律の規定に従って裁判所への提訴、または国家管轄機関へ訴えることができる。

## 第5章 施行規則

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第 13 条 施行効力

1. 本政令は、2013 年 7 月 1 日に発効する。
2. 労働契約に関する労働法の一部条項の詳細規定及びガイドラインを定める 2003 年 5 月 9 日付政令第 44/2003ND-CP 号および本政令の規定と矛盾する全ての規定は、本政令の発効日より廃止される。

## 第 13 条 施行責任

1. 労働傷病兵社会福祉省の大臣は、本政令の実施ガイドラインを定める責任を負う。
2. 各大臣、省同等の機関の責任者、政府付属機関の責任者、省及び中央直轄市の人民委員会委員長、関連各企業、組織、個人は、責任をもって本政令を施行しなければならない。

政府代表  
首相

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 汚職防止中央指導局委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査院
- ・ 国家財務監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、官報掲載
- ・ 保管：書類管理部、K G V X（3 部）

グエン タン ズン